

○菊池市中小企業経営安定資金融資制度要綱

平成17年3月22日

告示第102号

改正 平成18年告示第11号

平成18年告示第67号

平成26年告示第39号

令和3年3月24日告示第44号

(目的)

第1条 この要綱は、本市における中小企業者が、その経営の合理化、近代化及び企業の体質改善を図るため必要な資金を融資し、経営の長期安定と事業の健全な発展を図り、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(融資)

第2条 本市は、前条の目的を達成するため必要と認める資金を市内の金融機関に預託する。

2 金融機関は、当該年度において預託金に2倍以上の自己資金を加えて融資準備金とし、市内中小企業者に対して融資するものとする。

(融資対象)

第3条 この制度により融資を受けることができる者は、市内に1年以上住所を有し、熊本県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証の対象となるものであって、次の各号に該当する者とする。

- (1) 市内において、1年以上引き続き同一の業種に属する事業を行っている者で、資本金総額が1,000万円以下、かつ、常時使用する従業員の数が50人以下の法人又は個人
- (2) 営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可登録を受けている者
- (3) 前年度の市税を完納している者又は市税について非課税及び免税措置を受けている者にあつては、市長の証明がある者
- (4) 協会より代位弁済を受けていない者及びその保証人でない者
- (5) 金融機関の取引停止処分を受けていない者

(融資条件)

第4条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金の用途 事業経営に必要な設備又は運転資金
 - (2) 融資限度額 1事業者につき600万円以内とする。
 - (3) 融資期間 3年以内、5年以内
 - (4) 貸付利率及び保証料 金融機関及び協会の定める利率
 - (5) 償還方法 割賦償還とする。
 - (6) 担保・連帯保証人 担保は、必要に応じ徴収する。連帯保証人は、原則として法人代表者以外は不要とする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。
 - (7) 補償付融資 融資を受けるものは、すべて協会の保証を付するものとする。
- (融資の申込み)

第5条 融資を受けようとするものは、中小企業経営安定資金融資申込書(別記様式)に必要書類を添えて、菊池市内の商工会又は各金融機関に申込みをするものとする。

(金融機関の協力)

第6条 金融機関は、本市と緊密な連絡を図り、融資に関しては、その目的に積極的に協力するとともに、その運用を明らかにしなければならない。

(報告書の提出)

第7条 金融機関は、融資を行ったものについて、市長あて報告書を提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の菊池市中小企業経営安定資金融資制度要綱(昭和52年菊池市告示第18号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年告示第11号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年告示第67号)

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第39号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第44号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式(第5条関係)

年 月 日

商工会長

様

取扱金融機関の長

住所(所在地)

申込人

氏名(名称)

中小企業経営安定資金融資申込書

菊池市中小企業経営安定資金融資制度要綱第5条の規定により事業資金の融資を受けた
いので、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 資金の用途
- 2 融資申込金額
- 3 添付書類
 - (1) 市税の未納がない証明書
 - (2) 本人及び連帯保証人の資産証明書

別記様式(第5条関係)